

## 射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金について



### 1 目的

富山県のデジポックとやま実証実験プロジェクトが、令和7年9月から12月までの間、実施され、介護サービス事業所におけるスポットワークの活用は、参加事業者から好評を得るとともに、一定の効果が確認されました。

この結果を受け、令和8年度は本市の試行事業として、サービス利用料を補助することで、介護サービス事業所におけるスポットワーク活用の普及と定着を促進し、人手不足の解消及び介護職員の負担軽減を目指します。

### 2 事業内容

- (1) 対象者 市内において、介護サービスを行う事業所を有する介護サービス事業者
- (2) 対象経費 介護サービス事業者が、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービス（以下「スポットワークサービス」という。）を利用し、雇用契約が成立したことへの対価として、当該サービスを提供する事業者を支払った人材紹介手数料（人件費、交通費、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は除く。）
- (3) 対象期間 令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）に利用及び支払いしたもの
- (4) 補助額 補助対象経費の3分の1（1,000円未満切り捨て）
- (5) 限度額 1事業者（1施設）当たり年額上限5万円

### 3 申請方法

- ・ スポットワークサービスの利用を開始した時点で、射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）の申請者欄のみを記載した書類を提出してください。
- ・ 補助対象経費が15万円に達した時点又は、令和9年3月31日までに、必要書類を提出してください。

### 4 必要書類

- (1) 射水市介護スポットワーク活用支援事業補助金交付申請者兼請求書（様式第1号）
- (2) 射水市介護スポットワーク活用支援事業補助対象経費明細書（様式第2号）
- (3) サービス提供事業者へ利用料を支払ったことが証明できる書類（請求書の写し）
- (4) サービス提供事業者を支払った利用料の内訳が確認できる書類（領収書又は、支払い画面等の写し）

### 5 決定通知及び支払時期

申請があった場合は月末締めで審査を行い、文書で通知、通知後速やかに支払います。